

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年12月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月20日から同年2月9日まで縦覧に供する。

平成21年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 事業主体       | 土地改良事業名                           | 縦覧場所       |
|------------|-----------------------------------|------------|
| 本村西地区共同施行  | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) 本村西地区  | まんのう町土地改良課 |
| 栗屋出水地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) 栗屋出水地区 | ”          |
| 黒見地区共同施行   | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) 黒見地区   | ”          |
| 杉ノ上上地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業<br>(かんがい排水事業) 杉ノ上上地区 | ”          |